



委託契約書

- 1 委託業務の名称 高速走行抑止システム保守業務
- 2 委託業務の内容 業務委託処理要領のとおり
- 3 委託期間 平成31年4月1日から
平成32年3月31日まで
- 4 (1) 業務委託料 金 7,665,516円 (別紙「委託料支払内訳書」による。)
(うち消費税及び地方消費税の額 金 567,816円)
(2) 委託業務に対する雪落とし等作業委託料として、毎四半期の各機器の雪落とし等作業実績数の合計に1単位当たりの単価 (別紙「雪落とし等作業単価表」による。) を乗じて得た金額の合計に100分の8に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) を受託者に支払うものとする。
- 5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月29日

委託者 北海道

北海道警察訓路方面本部長

松谷輝矢



住 所
受託者 氏 名

東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号

三菱電機システムサービス株式会社

代表取締役 山本雅之

上記代理人

札幌市厚別区大谷地東2丁目1番18号

三菱電機システムサービス株式会社

北海道支

支店長 井手康成

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別冊業務委託処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

- 第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

- 第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

- 2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

- 第6条 委託者は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(報告義務)

- 第7条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 要領等で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる義務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理において重大な事故が生じたとき。

2 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(定期点検)

第8条 定期点検の時期等は、要領により定める。

2 受託者は、前項の点検時期には、この契約の対象となる機器の設置箇所に業務担当技術者を派遣し、当該機器の点検及び調整を行わなければならない。

(委託者の請求による点検)

第9条 受託者は、前条の定期点検以外の場合であっても、委託者が機器に異状を認めてその点検及び調整を受託者に請求したときは、遅滞なく、前条第2項に規定する措置を取らなければならない。

(機器の修繕)

第10条 受託者は、前2条による点検によって機器の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合は、要領の定めに基づき、業務担当員と協議し、措置するものとする。

2 前項の修繕に要する費用は、要領に定めるものを除き、委託者の負担とする。

(機器の雪落とし等)

第11条 受託者は、要領の定めに基づき、委託者から指示があったときは、委託業務対象機器の雪落とし等を行うものとする。

(保守点検及び雪落としの報告)

第12条 受託者は、点検、修繕又は機器の雪落とし等（以下「点検等」という。）を実施したときは、当該点検等の結果を記載した書面を委託者に提出し、その確認を受けなければならない。

(業務委託料の請求及び支払)

第13条 受託者は、各四半期毎の点検等を終了したときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該業務委託料を支払うものとする。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 業務委託料の支払場所は、釧路総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第15条 委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(委託者の解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
- (2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。
- (3) 第19条に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第17条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第21条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付

命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとした場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかつたとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかつた場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であつて当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があつたとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の微取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の額（要領に示す「雪落とし見込み数」に当該単価を乗じて得た金額を含む。）の合計額の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条の規定によりこの契約が解除された場合
(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2) 受託者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 削除

第18条 委託者は、第16条第1項及び前条に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害があるときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の解除権）

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

（損害賠償）

第20条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

第21条 受託者は、この契約に関して、第17条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の額（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。）の合計額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない雪落とし等作業委託料に係る賠償金については、当該委託料が確定した都度、前項の規定中「業務委託料の額（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。）の合計額」とあるのは、「業務委託料の額（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 委託者は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第22条 委託者は、受託者に対し金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定める。

ものとする。

別紙

委託料支払内訳書

四半期別	金額
第1四半期	1,916,379 円
第2四半期	1,916,379 円
第3四半期	1,916,379 円
第4四半期	1,916,379 円
合計	7,665,516 円

雪落とし等作業単価表

機器名	単位	単価
高速抑止点検台	基	3,500 円
高速抑止警告板	基	3,500 円

